

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 議案第54号 昭和村公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） これより議案審議に入ります。

日程第1、議案第54号 昭和村公告式条例の一部を改正する条例についての議案につきましては、本定例会第1日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第54号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 昭和村公告式条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第55号 昭和村税条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第2、議案第55号 昭和村税条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第55号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 昭和村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第56号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第3、議案第56号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第56号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第57号 昭和村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第4、議案第57号 昭和村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第57号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 昭和村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第58号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第5、議案第58号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第58号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第59号 令和6年度昭和村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（永井一行君） 日程第6、議案第59号 令和6年度昭和村一般会計補正予算（第4号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第59号について質疑に入ります。

9番、林幸司君。

○9番（林 幸司君） せっかくでありますので、一、二点お聞きしておきたいと思えます。

先日、全員協議会でもご説明をいただきましたのでダブらないようにお聞きしたいと思えます。

4ページにスーパー用土地、建物貸付料80万円の増額補正が計上をされております。役場の隣にできましたサンモールの貸付料ではないかと思われるわけですが、昨年度、1億円を超える村民の貴重なお金を使って土地や建物を購入し誘致したスーパーでございます。増額になるのは大変よろしいことだと思いますが、この貸付料80万円の増額の中身につきまして、スーパーが開店してからの状況を分かる範囲でご説明、補足説明していただければありがたいと思えます。

○議長（永井一行君） 企画課長。

○企画課長（加藤繁範君） それでは、林幸司議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

7月11日にオープンをさせていただきました。そして、11月分まで総売上げとその1%ということで負担をいただいているところでございます。そして、7月の売上げの総額なんです、全体で1,430万2,867円。8月が1,476万901円。そして、9月が1,232万4,077円。7月と8月は1,400万円でした。9月が1,232万と。10月につきましては、1,210万9,648円ということで、9月、10月が1,200万となっております。そして、直近の数字なんです、11月分につきましては1,960万28円ということになっております。

ただ、平均の日の売上げを見ますと、10月と11月につきましては、日にちが1日少ない分、1,200万円を10月と11月の差は切ってしまいましたが、1日の売上げを見ますと10月

より11月分のほうが若干売上げが上がっているというところでございます。

その合計なのですが、11月分までの合計を申し上げますと6,545万8,521円、売上げが今のところ65万4,583円ということになっております。

今回の補正予算を組んだのは、月10万円ということで見積もった中の歳入として予算化をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 当初、1日50万ぐらい売り上げないとなかなか採算が厳しいんだよという話を聞いていました。私もできるだけ買物をして何とか貢献したいなということで家族そろって利用するようにしておりますが、沼田にベルクとかいうでっかいスーパーができるような話も出ておまして、今後のこともいろいろ心配されるわけですが、できるだけ村民のためにいい経営ができるように願っております。

全協のときに説明がなかったのもう1点だけ、じゃ、お聞きしたいと思います。

11ページ、歳出のウィンターフェスティバル花火大会への補助金が100万円増額になっております。当初予算で100万円をたしか取っておりましたから、200万円の補助をするような形になろうかということで、今までのコロナで大変なときもありましたけれども、100万円を200万円に増額することなのかなということで、若干内訳といいますか、補足説明をしていただきたいのと、例年でいきますと、2月の最初に行われるということで、私の手帳には2月8日開催かなということでメモしてあるんですが、もう開催日は決まっておりますので、その開催内容についても分かる範囲で説明していただければありがたいと思います。

○議長（永井一行君） 企画課長。

○企画課長（加藤繁範君） それでは、林幸司議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、歳出で100万円のプラス、おっしゃるとおり200万円ということで予算化をさせていただきました。というのは、今回30周年の記念大会ということで、ぜひ、会のほうから少し補助金のほうを上げていただけないかというお話をいただきました。そんな中で、30周年ということでもございますので、村としても一生懸命応援をしたいということで、100万円ということで、倍ということで上げさせていただいたところでございます。

今のところ、まだ会議を進めている最中ということですので、大体毎年恒例でいいますと2月の第2土曜日が開催日となりますので、予定では2月8日となる予定ではいるところのほうでも考えているところでございます。また、昨年度の日程もちょっと確認をさせていただいたんですが、4時からオープニング、そして生越太鼓等を実施して、18時30分から30分間の打ち上げということで昨年度は打ち上げをしておりますので、今回は補助金も100万円増えますので、少し豪華な花火大会になるのではないかなということで考えているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和6年度昭和村一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第60号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（永井一行君） 日程第7、議案第60号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）についても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第60号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第61号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第8、議案第61号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第61号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第62号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（永井一行君） 日程第9、議案第62号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第62号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第63号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第10、議案第63号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第63号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第65号 昭和村監査委員の選任同意について

○議長（永井一行君） 日程第11、議案第65号 昭和村監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番議員、片柳悦夫君の退場を求めます。

〔7番 片柳悦夫君退場〕

○議長（永井一行君） 職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第65号 昭和村監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、議員の中から選任されてきました監査委員の永井一行議員が12月10日に監査委員を辞任する旨の届けを提出され、受理いたしました。このことから、本村の財政及び事業の経営管理に優れた知識と経験を有する片柳悦夫委員を新たな監査委員に選任してよろしいか、本議会に諮り、同意をお願いするものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号 昭和村監査委員の選任同意についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

片柳悦夫君の入場を許可します。

〔7番 片柳悦夫君入場〕

○議長（永井一行君） 以上で村長提案を終わります。

---

◎日程第12 発議第2号 こんにゃく芋の価格低迷に対する農業支援を求める意見書について

○議長（永井一行君） 日程第12、発議第2号 こんにゃく芋の価格低迷に対する農業支援を求める意見書について、提出者から趣旨説明を求めます。

4番議員、倉沢つかさ君。

〔4番 倉沢つかさ君発言〕

○4番（倉沢つかさ君） 発議第2号 こんにゃく芋の価格低迷に対する農業支援を求める意見書について。

地方自治法第99条及び昭和村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年12月18日提出、昭和村議会議長、永井一行様。

提出者、倉沢つかさ。

賛成者、佐藤好美、加藤生、藤井貞充、阿部孝司、林幸司。

それでは、意見書（案）の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

こんにゃく芋の価格低迷に対する農業支援を求める意見書（案）。

趣旨。

こんにゃくは、群馬県の畑作地帯の基幹作物であり、重要な特産物であります。昭和村につきましても、基幹産業である農業では、準高冷地の特性を活かした高原野菜をはじめとする多品種の農作物を生産しております。なかでも、こんにゃく芋の生産量は日本一を誇っています。

しかし、こんにゃく芋の卸し価格につきましては、以前から続く家庭内消費の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、業務用の需要やお土産販売の低迷によ

る卸し価格の下落が続き、それに伴い原料であるこんにゃく芋の卸し価格も下落が続いております。加えて、昨今の国際的な環境の変化や物価の上昇、エネルギー価格の高騰などの影響が未だに続いており、こんにゃく芋生産農家は、農業経営が圧迫され危機的な状況に陥っております。今の状況が続きますと、多くのこんにゃく芋生産農家が、離農や多品目への転換を余儀なくされ、昭和村の基幹産業である農業に甚大な影響がでることが懸念されます。

こうしたことから、こんにゃく芋生産農家が意欲を持って営農が継続できるよう、以下要望事項への対策を強く望みます。

要望事項。

- 1 こんにゃく芋の卸し価格安定対策の実施について。
  - ・ 価格補償制度の導入。
  - ・ J Aや加工業者等の関係機関と協力し、需給バランスの調整支援。
- 2 こんにゃく芋生産者に対する経営支援について。
  - ・ 経費上昇分を価格転嫁できるよう国への要望。
  - ・ 補助事業等における要件緩和や利子補給制度の拡充。
- 3 こんにゃくの販路拡大について。
  - ・ 消費拡大のため、P R活動の強化やブランド化の推進。
  - ・ 高付加価値製品や機能性食品としての開発など加工技術の開発支援。

以上、こんにゃく芋生産農家の未来のため、格別なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月18日、昭和村議会議長、永井一行。

群馬県知事様、群馬県議会議長様、群馬県農政部長様。

以上、趣旨をご理解いただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号 こんにやく芋の価格低迷に対する農業支援を求める意見書についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 昭和村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（永井一行君） 日程第13、昭和村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議長において指名することに決定しました。

指名いたします。

選挙管理委員会委員には、林雄一君、根岸満雄君、眞下直治君、星野博信君を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました方を昭和村選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、ただいま指名いたしました林雄一君、根岸満雄君、眞下直治君、星野博信君、以上の4名が昭和村選挙管理委員に当選されました。

次に、昭和村選挙管理委員の補充員として、諸田俊幸君、川端潔君、兵藤泰明君、澤浦幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました方を昭和村選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、ただいま指名いたしました諸田俊幸君、川端潔君、兵藤泰明君、澤浦幸子君、以上の4名が昭和村選挙管理委員の補充員に当選されました。

続いて、お諮りいたします。

補充員の補充の順序は、ただいま議長において指名いたしました順序に定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、補充の順序は、ただいま議長が指名した諸田俊幸君、川端潔君、兵藤泰明君、澤浦幸子君の順序に決定いたします。

---

#### ◎日程第14 委員長報告について

○議長（永井一行君） 日程第14、委員長報告について。

委員長報告を求めます。

最初に、総務民生常任委員会委員長、林勝美君。

〔総務民生常任委員会委員長 林 勝美君発言〕

○総務民生常任委員会委員長（林 勝美君） 令和6年12月定例会委員長報告。総務民生常任委員会委員長報告を行います。

総務民生常任委員会に付託されました請願等の審査経過と結果について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

12月12日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、関係課長らの出席の下、委員会を開催し、付託案件について慎重審議をいたしました。

受理番号33号、街灯設置に関する陳情書ではありますが、まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、陳情者である株式会社並木の赤城高原サービスエリアの上り線の支配人から、サービスエリア従業員及び利用者の駐車場をつなぐ村道サービスエリア線について、商業車両やサービスエリア利用者の通行も多く、夜間、街灯が設置されていないため、とても暗い状況にあり、歩行者が布設されている側溝に落ち、転倒したり、通行車両が脱輪したり大変危険であるため、街灯の設置が必要との説明を受けました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、賛成多数で採択とすべきものいたしました。

次に、受理番号34号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書ではありますが、まず、庁舎内での政党機関紙の勧誘行為や政党機関紙勧誘で心理的圧力等を感じている職員について、出席している職員等に確認したところ、「ある」という報告はありませんでした。それらを踏まえ、慎重審議した結果、全会一致で不採択とすべきものいたしました。

当委員会に付託されました陳情の案件につきましては以上であります。

以上を申し上げ、総務民生常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君） 次に、文教産建常任委員会委員長、倉沢つかさ君。

〔文教産建常任委員会委員長 倉沢つかさ君発言〕

○文教産建常任委員会委員長（倉沢つかさ君） 令和6年12月定例会委員長報告。文教産建常任委員会委員長報告を行います。

文教産建常任委員会に付託されました請願の審査経過と結果について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

12月13日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、教育長、関係課長、局長らの出席の下、委員会を開催し、慎重審議をいたしました。

受理番号35号、村道中野上24号線およそ570メートルの道路舗装工事のお願いであります。まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、請願者である中野区長、紹介議員から村道中野上24号線について、上中野地区と大規模農道をつなぐ生活道路、また農産物の生産に極めて重要な幹線道であります。未舗装道路のため、集中豪雨などにより土砂などが流出し、通行に支障を来していると説明を受けました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものといたしました。

次に、受理番号36号、永井日向地区内の道路舗装に関する請願書であります。まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、請願者である地権者代表、紹介議員から、現在の道路は公図上では赤線道路で、農作業用、生活用道路などとして利用されています。閉鎖地で未舗装なため、豪雨時には土砂などにより路肩が崩れるおそれがあり、危険であるとの説明を受けました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、道路整備には多面的支払交付金などの活用も考えられることから、全会一致で趣旨採択とするべきものといたしました。

次に、受理番号37号、村道桂坂板戸線道路拡幅及び側溝布設がえに関する請願書であります。まず現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、請願者である入原副区長、川額区長、紹介議員から村道桂坂板戸線については、県道下久屋渋川線から村内の各主要幹線道路と結ぶ村民には重要な幹線道路となっております。県道下久屋渋川線から赤城高原サービスエリアの区間が急勾配、急カーブが連続しており、道路幅も狭い区間があり、道路脇に側溝も布設されていますが、蓋の設置がないため、冬期間は路面が凍結し、車が脱輪するなどとても危険であると、また道路脇が山林のため、落葉が側溝に詰まり、豪雨時には土砂などが道路に流出し大変危険であるとの説明を受けました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で採択とすべきものといたしました。

最後に、受理番号38号、食糧自給率向上自治体宣言を求める請願であります。まず、紹介議員から農業の活性化には、日本の食糧自給率の向上やオーガニック栽培など、食糧自給率向上自治体宣言に併せ、オーガニック宣言も今後農業振興の推進には重要との説明を受けました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、賛成多数で趣旨採択とすべきもの

といたしました。

当委員会に付託されました請願の案件につきましては以上であります。以上を申し上げまして、文教産建常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　ここでお諮りいたします。

所管の委員長報告どおりに決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、委員長報告どおり決定いたします。

---

#### ◎日程第15　議員派遣について

○議長（永井一行君）　日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思えます。

なお、決定していない部分、事項、また後日変更事項等が生じたときは、議長に一任させていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定しました。

---

#### ◎日程第16　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永井一行君）　日程第16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎日程第17 字句等の整理委任について

○議長（永井一行君） 日程第17、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、そのとおり決定いたしました。

---

◎村長挨拶

○議長（永井一行君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可します。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議長よりお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月10日から本日までの9日間にわたり開催され、その間、議員各位にはご提案をいたしました全ての案件につきまして慎重なご審議をいただいた上、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

また、本議会においては、議長をはじめ議会構成が変更になりましたので、改めてご挨拶をさせていただきます。

片柳前議長におかれましては、日本中コロナ禍から日常生活が戻っていく非常に難しい時期に議長を務めていただきましたが、議会運営におかれましても、コロナの影響から大変苦勞されたかと思えます。しかしながら、片柳前議長の全てを包み込む寛容な心とたくいまれな指導力により、大きな混乱もなく進めてこられたことと思えます。2年間にわた

る議長の大役、大変お疲れさまでした。

そして、新たに就任されました永井議長におかれましては、2度目の議長就任となります。改めまして、議長就任おめでとうございます。物事を的確に捉える高い洞察力があり、公正公平な判断が必要とされる議長においては、まさに適任と思われまます。そして、永井議長の下、議員皆様が一丸となり、議会活動に邁進し、村政運営の両輪として共に高め合っていければと思います。

さて、今年も残すところ2週間となりました。令和6年を振り返ってみますと、私事で恐縮ですが、5月31日に村長に就任し約半年が経過いたしました。このような状況の中、議員皆様にご理解、ご協力をいただき、課題解決に向けた取組や新たな事業展開ができますことに改めて感謝を申し上げます。

そして、年度で見ますと、令和6年度も残り3か月となり、本年度予定されている諸事業や来年度の予算編成も最終段階となっております。

これからも国・県の動向を注視しつつ情報収集に努めるとともに、昭和村の財政事情を踏まえ、村民の皆さんが安心して暮らせる予算編成と各種事業を決定していきたいと考えておりますので、議員の皆様にはさらなるご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、村民の皆さんが新しい年を元気に、そして期待を持って迎えられることを願っております。そして、議員皆様におかれましては、公私ともにお忙しい年末年始を迎えられるわけですが、健康にご留意をいただき、ますます議員活動に専心され、素晴らしい新年を迎えられることをご祈念し、御礼の挨拶とさせていただきます。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（永井一行君） これにて、令和6年第5回昭和村議会定例会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして誠にご苦勞さまでした。

午後 3時16分閉会